

和歌山県大腸がん検診精密検査協力医療機関登録要領 新旧対照表

新	旧
和歌山県大腸がん検診精密検査協力医療機関登録要領 1 目 的 この要領では、市町村が実施する大腸がん検診で要精密検査とされた者が、和歌山県大腸がん検診実施要領 7 に定める精密検査を適切に受診できるよう、一定の要件を満たす医療機関の名簿を作成し、大腸がん検診の精度向上を図るため、必要な事項を定める。 2 登録の要件 大腸がん検診精密検査機関登録の要件は以下のとおりとする。 ① 精密検査の第一選択として全大腸内視鏡検査を実施できること。 なお、精密検査を全大腸内視鏡検査で行うことが困難である場合において、S 状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査（二重造影法）の併用による精密検査を行うことが望ましい。 ② 便潜血検査を精密検査として実施しないこと。 ③ 精密検査担当医師は、日本消化器内視鏡学会の指導医もしくは専門医または日本消化器がん検診学会の認定医であることが望ましい。 ④ 生検実施が可能であること。 ⑤ 精密検査結果を一次検診機関または市町村に報告できること。 ⑥ 大腸がん検診精密検査協力医療機関として、以下の内容について情報提供されることに同意できること。 〔情報提供項目〕 (1) 医療機関名 (2) 所在地 (3) 電話番号 (4) 日本消化器内視鏡学会の指導医もしくは専門医または日本消化器がん検診学会の認定医の在籍の有無 3 新規登録手続 (1) 名簿への登録を希望する医療機関は、様式 1 により和歌山県福祉保健部<u>福祉保健政策局</u>健康推進課以下「健康推進課」とする。）に申請する。 (2) 県は、申請書類を速やかに精査した上で、和歌山県生活習慣病検診管理指導協議会大腸がん部会において登録の可否について審査を行い、県が登録を決定する。 (3) 県は、登録が決定した医療機関を名簿に追加し、市町村及び関係機関に配付するとともに、ホームページ上に掲載する。 4 登録の更新 (1) 登録の更新は、原則として 3 年毎に行うものとし、更新を希望する医療機関は健康推進課が指定する期日までに様式 1 により申請する。 (2) 県は、登録の更新の可否について申請書類を速やかに審査した上で、決定する。	和歌山県大腸がん検診精密検査協力医療機関登録要領 1 目 的 この要領では、市町村が実施する大腸がん検診で要精密検査とされた者が、和歌山県大腸がん検診実施要領 7 に定める精密検査を適切に受診できるよう、一定の要件を満たす医療機関の名簿を作成し、大腸がん検診の精度向上を図るため、必要な事項を定める。 2 登録の要件 大腸がん検診精密検査機関登録の要件は以下のとおりとする。 ① 精密検査の第一選択として全大腸内視鏡検査を実施できること。 なお、精密検査を全大腸内視鏡検査で行うことが困難である場合において、S 状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査（二重造影法）の併用による精密検査を行うことが望ましい。 ② 便潜血検査を精密検査として実施しないこと。 ③ 精密検査担当医師は、日本消化器内視鏡学会の指導医もしくは専門医または日本消化器がん検診学会の認定医であることが望ましい。 ④ 生検実施が可能であること。 ⑤ 精密検査結果を一次検診機関または市町村に報告できること。 ⑥ 大腸がん検診精密検査協力医療機関として、以下の内容について情報提供されることに同意できること。 〔情報提供項目〕 (1) 医療機関名 (2) 所在地 (3) 電話番号 (4) 日本消化器内視鏡学会の指導医もしくは専門医または日本消化器がん検診学会の認定医の在籍の有無 3 新規登録手続 (1) 名簿への登録を希望する医療機関は、様式 1 により和歌山県福祉保健部<u>健康局</u>健康推進課（以下「健康推進課」とする。）に申請する。 (2) 県は、申請書類を速やかに精査した上で、和歌山県生活習慣病検診管理指導協議会大腸がん部会において登録の可否について審査を行い、県が登録を決定する。 (3) 県は、登録が決定した医療機関を名簿に追加し、市町村及び関係機関に配付するとともに、ホームページ上に掲載する。 4 登録の更新 (1) 登録の更新は、原則として 3 年毎に行うものとし、更新を希望する医療機関は健康推進課が指定する期日までに様式 1 により申請する。 (2) 県は、登録の更新の可否について申請書類を速やかに審査した上で、決定する。

5 登録内容の変更及び登録の取消

- (1) 登録された医療機関は、登録内容に変更が生じた場合は様式2により、登録の辞退を希望する場合は様式3により、それぞれ健康推進課に届け出る。
- (2) 登録された医療機関が要件を満たさないことが判明した場合、県は登録の取消または是正指導を行うことがある。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

5 登録内容の変更及び登録の取消

- (1) 登録された医療機関は、登録内容に変更が生じた場合は様式2により、登録の辞退を希望する場合は様式3により、それぞれ健康推進課に届け出る。
- (2) 登録された医療機関が要件を満たさないことが判明した場合、県は登録の取消または是正指導を行うことがある。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

新

様式 1 ②

2. 医療機関情報

医療機関名	
住所	
電話番号	
ファクシミリ	
E-mail	

3. 大腸がん精密検査機器保有状況

(1) 大腸内視鏡検査機器

機器名 () メーカー () 購入年 ()

(2) 注腸エックス線検査機器

機器名 () メーカー () 購入年 ()

(3) 大腸CT検査機器

機器名 (【 頁 】) メーカー () 購入年 ()

4. 精密検査を担当する医師

氏名	性別	常勤・非常勤	専門科	大腸がんに関する専門の状況
				☐ 日本消化器内視鏡学会 指導医 ☐ 日本消化器内視鏡学会 専門医 ☐ 日本消化器がん検診学会 認定医
				☐ 日本消化器内視鏡学会 指導医 ☐ 日本消化器内視鏡学会 専門医 ☐ 日本消化器がん検診学会 認定医
				☐ 日本消化器内視鏡学会 指導医 ☐ 日本消化器内視鏡学会 専門医 ☐ 日本消化器がん検診学会 認定医

※ 大腸がんに関する専門の状況にチェックがある場合は、証明する書類を添付してください。

【※1】 地方公共団体等への精密検査の結果の情報提供は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」において、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（第23条第1項第3号）」に該当し、必ずしも本人の同意を得る必要はないとされています。（医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知））

【※2】 「資格を有する専門の医師」とは、日本消化器内視鏡学会の指導医もしくは専門医または日本消化器がん検診学会の認定医を指します。

旧

様式 1 ②

2. 医療機関情報

医療機関名	
住所	
電話番号	
ファクシミリ	
E-mail	

3. 大腸がん精密検査機器保有状況

(1) 大腸内視鏡検査機器

機器名 () メーカー () 購入年 ()

(2) 注腸エックス線検査機器

機器名 () メーカー () 購入年 ()

(3) 大腸CT検査機器

機器名 (【 頁 】) メーカー () 購入年 ()

4. 精密検査を担当する医師

氏名	性別	常勤・非常勤	専門科	大腸がんに関する専門の状況
				☐ 日本消化器内視鏡学会 指導医 ☐ 日本消化器内視鏡学会 専門医 ☐ 日本消化器がん検診学会 認定医
				☐ 日本消化器内視鏡学会 指導医 ☐ 日本消化器内視鏡学会 専門医 ☐ 日本消化器がん検診学会 認定医
				☐ 日本消化器内視鏡学会 指導医 ☐ 日本消化器内視鏡学会 専門医 ☐ 日本消化器がん検診学会 認定医

※ 大腸がんに関する専門の状況にチェックがある場合は、証明する書類を添付してください。

【※1】 地方公共団体等への精密検査の結果の情報提供は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」において、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（第23条第1項第3号）」に該当し、必ずしも本人の同意を得る必要はないとされています。（医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知））

【※2】 「資格を有する専門の医師」とは、日本消化器内視鏡学会の指導医もしくは専門医または日本消化器がん検診学会の認定医を指します。

新

旧

様式 2

様式 2

年 月 日

年 月 日

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
健康推進課長 様

和歌山県福祉保健部健康局
健康推進課長 様

医療機関名
代表者名

医療機関名
代表者名

和歌山県大腸がん検診精密検査協力医療機関変更届

和歌山県大腸がん検診精密検査協力医療機関変更届

下記の内容について変更がありましたので、届け出ます。

下記の内容について変更がありましたので、届け出ます。

記

記

1 変更内容

1 変更内容

変更事項	新	旧

変更事項	新	旧

2 変更年月日

2 変更年月日

3 添付書類

(専門の医師を追加変更する場合で、登録票第 2 ②にある資格を有する場合は、証明する書類を添付してください。)

3 添付書類

(専門の医師を追加変更する場合で、登録票第 2 ②にある資格を有する場合は、証明する書類を添付してください。)

新	旧
様式 3 年 月 日 和歌山県福祉保健部<u>福祉保健政策局</u> 健康推進課長様 医療機関名 代表者名 和歌山県大腸がん検診精密検査協力医療機関登録辞退届 このことについて、下記のとおり和歌山県胃がん検診精密検査協力医療機関としての登録を辞退いたします。 記 1 辞退理由 2 登録廃止を希望する年月日 (希望がない場合は、受理をもって名簿から削除します。)	様式 3 年 月 日 和歌山県福祉保健部<u>健康局</u> 健康推進課長様 医療機関名 代表者名 和歌山県大腸がん検診精密検査協力医療機関登録辞退届 このことについて、下記のとおり和歌山県胃がん検診精密検査協力医療機関としての登録を辞退いたします。 記 1 辞退理由 2 登録廃止を希望する年月日 (希望がない場合は、受理をもって名簿から削除します。)